

平成 21 年 3 月 16 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

「地域建設業強化融資制度」の取扱開始について

当行は、平成 21 年 3 月 16 日（月）から、下記の通り「地域建設業強化融資制度」の取扱を開始することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取扱の経緯

「地域建設業経営強化制度」は、平成 20 年 8 月の政府による「安心実現のための緊急経済対策」を受け、国土交通省が「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」を拡充し、同年 11 月 4 日より開始された制度です。

これに伴い、当行も地域の建設業者の金融円滑化に資するため、同融資制度の取扱を開始することとしたものです。

2. 制度の内容

制度名	地域建設業経営強化融資制度
ご利用対象事業者	公共工事を受注・施行している中小・中堅元請建設業者で西日本建設業保証株式会社の保証が受けられる方
お使いみち	運転資金
ご融資金額	工事請負代金から前払金・中間前払金・部分払金および債権譲渡先からの転貸融資金額を控除した金額の範囲内
ご融資期間	6ヶ月以内
ご融資利率	当行所定の利率
返済方法	期日一括返済（債権譲渡した工事請負代金債権による。）
担保・保証人	原則、不要
保証会社	西日本建設業保証株式会社
保証料	年 1.095%
取扱期間	平成 23 年 3 月 31 日まで

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行営業本部

営業企画グループ（担当：渡邊）

TEL 0834-22-7664